

公害関係法令等の手引き

小樽市生活環境部環境課

目 次

| | 頁 |
|------------------------------------|----|
| 別紙 1 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出について | 1 |
| 別紙 2 振動規制法に基づく特定建設作業実施届出について | 2 |
| 別紙 3 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出について | 3 |
| 別紙 4 大気汚染防止法に基づく届出（ばい煙）について | 4 |
| 別紙 5 大気汚染防止法に基づく届出（一般粉じん）について | 5 |
| 別紙 6 小樽市公害防止条例に基づく届出（特定施設）について | 6 |
| 別紙 7 小樽市公害防止条例に基づく届出（拡声放送）について | 8 |
| 別紙 8 北海道公害防止条例に基づく届出について | 9 |
| 別紙 9 騒音規制法に基づく届出について | 11 |
| 別紙 10 振動規制法に基づく届出について | 12 |
| 別紙 11 悪臭防止法に基づく規制について | 13 |
| 別紙 12 北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱 | 15 |

騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出について

特定建設作業

騒音規制法に基づき、指定地域内で建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生させる作業は規制されており、騒音に規制基準が適用され、事前に届出が必要になります。

特定建設作業の種類

| | |
|---|--|
| 1 | くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又は、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） |
| 2 | びょう打機を使用する作業 |
| 3 | さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） |
| 4 | 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） |
| 5 | コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） |
| 6 | バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 |
| 7 | トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 |
| 8 | ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 |

（注1）当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

（注2）バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーの規制対象外となる「環境大臣が指定するもの」は、国土交通省指定の低騒音型機械で、指定標識が機体に貼られています。

規制基準

| 規制の種別 | 地域区分 | 規制の内容 |
|------------|-------|-------------------------|
| 基準値 | 1号・2号 | 85 デシベルを超えないこと |
| 作業時間 | 1号 | 午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと |
| | 2号 | 午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと |
| 1日当たりの作業時間 | 1号 | 10時間を超えないこと |
| | 2号 | 14時間を超えないこと |
| 作業期間 | 1号・2号 | 連続6日を超えないこと |
| 作業日 | 1号・2号 | 日曜日その他の休日でないこと |

（注1）基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

（注2）地域区分については、問い合わせ願います。

作業の届出

- 特定建設作業の開始の7日前までに届け出ること。
- 届出先は、小樽市生活環境部環境課で届出部数は2部です。
- 添付書類 ①特定建設作業の場所の付近見取図で、周辺の住居などの位置を明示したもの
②特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表
- 届出は工事元請業者が行うこと。

注意事項

- 工事計画の策定に当たっては、工事現場の周辺状況等を調査の上、極力低騒音の工法や建設機械の採用に努めること。
- 工事の施工に当たっては、周辺住民にあらかじめ工事の概要、建設機械、工事期間、作業時間、騒音防止の方法、工事責任者と連絡先などについて十分説明し、理解を得るよう努めること。
- 周辺住民から苦情があった際には速やかに対応すること。

振動規制法に基づく特定建設作業実施届出について

特定建設作業

振動規制法に基づき、指定地域内で建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生させる作業は規制されており、振動に規制基準が適用され、事前に届出が必要になります。

特定建設作業の種類

| | |
|---|--|
| 1 | くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又は、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 |
| 2 | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 |
| 3 | 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） |
| 4 | ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） |

（注）当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

規制基準

| 規制の種類別 | 地域区分 | 規制の内容 |
|------------|-------|-------------------------|
| 基準値 | 1号・2号 | 75 デシベルを超えないこと |
| 作業時間 | 1号 | 午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと |
| | 2号 | 午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと |
| 1日当たりの作業時間 | 1号 | 10時間を超えないこと |
| | 2号 | 14時間を超えないこと |
| 作業期間 | 1号・2号 | 連続6日を超えないこと |
| 作業日 | 1号・2号 | 日曜日その他の休日でないこと |

（注1）基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における鉛直振動の値

（注2）地域区分については、問い合わせ願います。

作業の届出

- 特定建設作業の開始の7日前までに届け出ること。
- 届出先は、小樽市生活環境部環境課で届出部数は2部です。
- 添付書類 ①特定建設作業の場所の付近見取図で、周辺の住居などの位置を明示したもの
②特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表
- 届出は工事元請業者が行うこと。

注意事項

- 工事計画の策定に当たっては、工事現場の周辺状況等を調査の上、極力低振動の工法や建設機械の採用に努めること。
- 工事の施工に当たっては、周辺住民にあらかじめ工事の概要、建設機械、工事期間、作業時間、振動防止の方法、工事責任者と連絡先などについて十分説明し、理解を得るよう努めること。
- 周辺住民から苦情があった際には速やかに対応すること。

別紙 3

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出について

特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料が使用されている建築物又はその他の工作物を解体、改造又は補修する作業で、大気汚染防止法に基づく届出が義務付けられています。

特定建築材料

| 区分 | 建築材料の具体例 |
|-----------------------------|---|
| 吹付け石綿 | 吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール(乾式、湿式) 石綿含有ひる石吹付け材、石綿含有パーライト吹付け材 |
| 石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く。) | 屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材 |
| 石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く。) | 石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材、石綿含有水練り保温材 |
| 石綿を含有する耐火被覆剤 (吹付け石綿を除く。) | 石綿含有耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種 石綿含有耐火被覆塗り材 |

※ 石綿の含有の考え方については、建築材料の製造もしくは現場施工における建築材料の調整に際して 石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるものをいう。

作業基準

- 見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設置すること。
 - 届出年月日、届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 特定粉じん排出等作業実施の期間
 - 特定粉じん排出等作業実施の方法
 - 現場責任者の氏名および連絡場所
- 上記1のほか、作業の種類ごとに下記の表のとおり。

| 項 | 作業の種類 | 作業基準 |
|----|--|---|
| 1項 | 解体作業(2項、3項を除く。) | 次に掲げる事項、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ①作業場を隔離し、出入りに前室を設置すること。 ②作業場を負圧にし、HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ③除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ④除去後、作業場の隔離を解くに当たり、除去部分に飛散抑制剤を散布し、作業場内の特定粉じんを処理すること。 |
| 2項 | 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去する解体作業(掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で、3項を除く。) | 次に掲げる事項、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ①特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ②除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ③除去後、作業場の隔離を解くに当たり、除去部分に飛散抑制剤を散布し、作業場内の特定粉じんを処理すること。 |
| 3項 | 立入りが危険な建築物等の解体、解体前の除去が著しく困難な作業 | 建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 |
| 4項 | 改造、補修作業 | 次に掲げる事項、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ①特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1項に掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2項に掲げる事項を遵守すること。 ②特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態および下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 |

作業の届出

- 特定粉じん排出等作業を開始する日の14日前までに届け出ること。
- 届出先は小樽市生活環境部環境課で、届出部数は2部です。
- 添付書類
 - ①別紙「特定粉じん排出等作業の方法」
 - ②付近見取り図
 - ③作業対象部分の詳細図(主要寸法、特定建築材料の使用箇所、隔離状況及び前室の設置位置等を記入したもの。)
 - ④作業工程表
 - ⑤施工管理組織図
 - ⑥使用する資材及びその種類
 - ⑦アスベスト廃棄物の処理方法
- 届出は工事の発注者又は自主施工者が行うこと。

大気汚染防止法に基づく届出（ばい煙）について

ばい煙発生施設の規制

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設を規制対象とし、設置、構造等変更、廃止、代表者や住所等の変更及び承継が発生した際に届出が義務付けられています。また、ばい煙は規制基準の遵守が義務付けられています。

主要なばい煙発生施設の種類

| 施設名 | 規模要件 | 備考 |
|------------------|---|-------------------------|
| ボイラー (小型ボイラー) | 燃料の燃焼能力(重油換算)50L/h 以上 | 熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く |
| 廃棄物焼却炉 | 火格子面積 2m ² 以上 又は焼却能力 200kg/h 以上 | |

主要なばい煙発生施設の排出基準

| 施設名 | 規制項目 | 許容限度 | 備考 |
|--------|------------------------|--|----------------|
| ボイラー | 硫黄酸化物 | K 値規制(K=8.0) | |
| | 窒素酸化物 | 180cm ³ /m ³ N | 標準酸素濃度 On=4 |
| | ばいじん | 0.3g/m ³ N | 標準酸素濃度 On 適用除外 |
| 廃棄物焼却炉 | 硫黄酸化物 | K 値規制(K=8.0) | |
| | 窒素酸化物 | 浮遊回転燃焼式 450cm ³ /m ³ N | 標準酸素濃度 On=12 |
| | | その他 250cm ³ /m ³ N | |
| | ばいじん | 処理能力 4t/h 以上 0.04g/m ³ N | 標準酸素濃度 On=12 |
| | | 処理能力 2 以上 4t/h 未満 0.08g/m ³ N | |
| 塩化水素 | 700mg/m ³ N | | |

(注1)m³N は、温度が零度で圧力が1気圧の状態

(注2)ボイラーの窒素酸化物とばいじんは液体燃焼で排ガス量が 10,000m³N/h 未満を記載

(注3)小型ボイラーについて窒素酸化物とばいじんは適用除外

(注4)廃棄物焼却炉の窒素酸化物は連続炉以外で排ガス量が 40,000m³N/h 未満は適用除外

(注5)廃棄物焼却炉の塩化水素は特殊な換算が必要で詳細は環境課まで

届出の種類と期限等

●届出の種類と期限

| 届出種類 | 内容 | 届出期限 |
|-------|------------------|-------------|
| 設置 | 新規に施設を設置する場合 | 工事着手の 60 日前 |
| 構造等変更 | 構造又は使用法等を変更する場合 | 工事着手の 60 日前 |
| 氏名等変更 | 代表者氏名、住所等を変更する場合 | 変更後 30 日以内 |
| 承継 | 施設を借り受け又は譲り受ける場合 | 承継後 30 日以内 |
| 廃止 | 施設の使用を廃止する場合 | 廃止後 30 日以内 |

●届出先は、小樽市生活環境部環境課で届出部数は 2 部です。

●添付書類

- ①ばい煙発生施設の構造とその寸法を記入した概要図
- ②ばい煙処理施設（煙突を含む）の構造とその寸法を記入した概要図
- ③ばい煙発生及びばい煙の処理に係る操業システムの説明概要図
- ④ばい煙発生施設とばい煙処理施設の設置場所を示した工場・事業場の配置図
- ⑤煙道の排ガス測定口の設置箇所を示した図面
- ⑥工場・事業場の付近見取図
- ⑦ばい煙の発生に係る原材料及び燃料の性状分析表
- ⑧ばい煙等の計算書
- ⑨緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

●届出は施設の設置者が行うこと。

大気汚染防止法に基づく届出（一般粉じん）について

一般粉じん発生施設の規制

大気汚染防止法では、一般粉じん発生施設を規制対象とし、設置、構造等変更、廃止、代表者や住所等の変更及び承継が発生した際に届出が義務付けられています。また、一般粉じん発生施設の構造等基準の遵守が義務付けられています。

主要な一般粉じん発生施設の種類

| 施設名 | 規模要件 | 備考 |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 鉱物・土石の堆積場 | 面積 1,000m ² 以上 | 鉱物にコークスを含む |
| ベルトコンベア | ベルト幅 75cm 以上 | 鉱物、土石又はセメントに用いるもの に限り、密閉式を除く |
| バケットコンベア | バケット内容積 0.03m ³ 以上 | |
| 破碎機 | 原動機定格出力 75kW 以上 | 鉱物、岩石又はセメントに用いるもの に限り、湿式及び密閉式を除く |
| 摩砕機 | | |
| ふるい | 原動機定格出力 15kW 以上 | |

主要な一般粉じん発生施設の構造等基準

| 施設名 | 構造等基準 |
|---------------------|---|
| 鉱物又は土石の堆積場 | ①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②散水設備によって散水が行われていること ③防じんカバーで覆われていること ④薬液の散布又は表層の締固めが行われていること ⑤①～④と同等以上の効果を有する措置が講じられていること |
| ベルトコンベア バケットコンベア | ①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に③又は④の措置が講じられていること ③散水設備によって散水が行われていること ④防じんカバーで覆われていること ⑤①～④と同等以上の効果を有する措置が講じられていること |
| 破碎機 摩砕機 | ①一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②フード及び集じん機が設置されていること ③散水設備によって散水が行われていること |
| ふるい | ④防じんカバーで覆われていること ⑤①～④と同等以上の効果を有する措置が講じられていること |

届出の種類と期限等

●届出の種類と期限

| 届出種類 | 内容 | 届出期限 |
|-------|------------------|------------|
| 設置 | 新規に施設を設置する場合 | 工事着手前 |
| 構造等変更 | 構造又は使用法等を変更する場合 | 工事着手前 |
| 氏名等変更 | 代表者氏名、住所等を変更する場合 | 変更後 30 日以内 |
| 承継 | 施設を借り受け又は譲り受ける場合 | 承継後 30 日以内 |
| 廃止 | 施設の使用を廃止する場合 | 廃止後 30 日以内 |

●届出先は、小樽市生活環境部環境課で届出部数は 2 部です。

- 添付書類
- ①一般粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図
 - ②一般粉じん処理施設及び一般粉じんの飛散を防止するための装置の構造とその寸法を記入した概要図
 - ③一般粉じんの発生及び処理に係る操業系統の説明概要図
 - ④一般粉じん発生施設及び処理施設等の工場・事業場配置図
 - ⑤工場・事業場の付近見取図

●届出は施設の設置者が行うこと。

小樽市公害防止条例に基づく届出（特定施設）について

特定施設の規制

ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設などについて公害関係法令に上乗せする形で特定施設を設定し、規制対象としています。特定施設の設置に当たっては工事着手以前に届出が義務付けられているとともに、規制基準の遵守が義務付けられています。また、特定施設の構造等を変更する際にも工事着手以前に届出が義務付けられているとともに、特定施設の廃止、代表者や住所等の変更、特定施設の承継が発生した際にも届出が義務付けられています。

特定施設の種類

主要な特定施設について、関係法令と対照して下記の表に示します。

| 施設種類 | 施設名 | 小樽市公害防止条例 | | 関係法令 | |
|---------|-----------------------------|---|--|---------|--|
| | | 規模要件 | | 法令名 | 規模要件 |
| ばい煙発生施設 | ボイラー | 燃料の燃焼能力(重油換算)25L/h以上50L/h未満 | | 大気汚染防止法 | 燃料の燃焼能力(重油換算)50L/h以上 |
| | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積1m ² 以上2m ² 未満又は焼却能力100kg/h以上200kg/h未満 | | | 火格子面積2m ² 以上又は焼却能力200kg/h以上 |
| 粉じん発生施設 | 鉱物・土石の堆積場 | 面積500m ² 以上1000m ² 未満 | | | 面積1000m ² 以上 |
| | 木材加工用帯のご盤 | 原動機定格出力0.75kW以上 | | | |
| | 木材加工用丸のご盤 | 原動機を用いるもの | | | |
| 汚水等排出施設 | 自動車洗車場 | 自動式以外の洗車施設 | | 水質汚濁防止法 | 自動車車両洗淨施設 |
| 騒音発生施設 | 空気圧縮機・送風機 | 原動機定格出力2.2kW以上7.5kW未満 | | 騒音規制法 | 原動機定格出力7.5kW以上 ※空気圧縮機については、環境大臣が指定するものを除く |
| | 木材加工用帯のご盤 | 原動機定格出力0.75kW以上15kW未満(製材用) | | | 原動機定格出力15kW以上(製材用) |
| | 木材加工用丸のご盤 | 0.75kW以上2.25kW未満(木工用) | | | 2.25kW以上(木工用) |
| | 木材加工用かな盤 | 原動機定格出力0.75kW以上2.25kW未満 | | | 原動機定格出力2.25kW以上 |
| 悪臭発生施設 | 動物飼養又は収容施設 飼料施設 ふん尿施設 | 化製場等に関する法律第9条第1項の規定により市長が指定する区域では、豚10頭以上50頭未満、鶏1000羽以上5000羽未満、指定区域以外では、豚50頭以上250頭未満、鶏2000羽以上10000羽未満を飼養又は収容するもの | | 該当なし | |
| | 肥料製造用 鶏ふん乾燥施設 | | | | |

規制基準

主要なばい煙発生施設の排出基準、汚水等の排水基準

| 対象施設 | | 規制項目 | 許容限度 |
|---------|--------|----------------------|--|
| 施設種類 | 施設名 | | |
| ばい煙発生施設 | ボイラー | 硫黄酸化物 | K値規制(K=8.0) |
| | | ばいじん | 固体燃料 0.8g/m ³ N 液体燃料 0.4g/m ³ N |
| | 廃棄物焼却炉 | 硫黄酸化物 | K値規制(K=8.0) |
| | | ばいじん | 0.7g/m ³ N |
| 汚水等排出施設 | 自動車洗車場 | pH | 5.8以上 8.6以下 |
| | | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類) | 5mg/L |

(注1) m³Nは、温度が零度で圧力が1気圧の状態。

(注2) 排水基準は、1日当たりの平均的な排出量が20 m³以上の工場等に適用。

主要な粉じん発生施設の構造等基準

| 対象施設 | | 構造等基準 | |
|------------------------------|------|------------------------------|------------------------------|
| 施設種類 | 施設名 | | |
| 粉じん発生施設 | 堆積場 | ①粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること | |
| | | ②散水設備によって散水が行われていること | |
| | | ③防じんカバーで覆われていること | |
| | | ④薬液の散布又は表層の締固めが行われていること | |
| ⑤①～④と同等以上の効果を有する措置が講じられていること | | | |
| 帯のご盤 | 丸のご盤 | かな盤 | ①粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること |
| | | | ②防じんカバー及び集じん装置が設置されていること |
| | | | ③①～②と同等以上の効果を有する措置が講じられていること |

騒音の規制基準

| 時間区分 区域区分 | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
|--------------|------------|------------------------------|------------|
| | 8:00～19:00 | 朝 6:00～8:00 夕 19:00～22:00 | 22:00～6:00 |
| 第1種区域 | 45dB | 40dB | 40dB |
| 第2種区域 | 55dB | 45dB | 40dB |
| 第3種区域 | 65dB | 55dB | 50dB |
| 第4種区域 | 70dB | 65dB | 60dB |

(注1) 規制基準は、工場等の敷地境界線上における値

(注2) 区域は、騒音規制法に基づく指定区域であり、詳しくは問い合わせ願います。

届出の種類と期限等

●届出の種類と期限

| 届出種類 | 内容 | 届出期限 |
|-------|------------------|-----------|
| 設置 | 新規に施設を設置する場合 | 工事着手の30日前 |
| 構造等変更 | 構造又は使用法等を変更する場合 | 工事着手の30日前 |
| 氏名等変更 | 代表者氏名、住所等を変更する場合 | 変更後30日以内 |
| 承継 | 施設を借り受け又は譲り受ける場合 | 承継後30日以内 |
| 廃止 | 施設の使用を廃止する場合 | 廃止後30日以内 |

(注) 騒音発生施設については、種類ごとの数を減少する場合、種類ごとに2倍以内の数に増加する場合は設置届出、構造等変更届出を要しない。

●届出先は、小樽市生活環境部環境課で届出部数は2部です。

●添付書類 ①工場等の付近見取図、②施設の設置場所を示す図面、③施設の構造概要図
④操業工程概要図（ばい煙発生施設はこれらに合わせ、⑤燃料の試験成績表、⑥排出基準
計算書が必要です。）

●届出は施設の設置者が行うこと。

小樽市公害防止条例に基づく届出（拡声放送）について

拡声放送の規制

営業宣伝を目的として拡声放送を行うに当たっては、事前に届出が義務付けられているとともに、拡声放送に係る基準の遵守が義務付けられています。

拡声放送に係る基準

| 時間区分 区域区分 | 8:00～19:00 (第3種区域においては 8:00～22:00 まで) | 摘 要 |
|--------------|---|-------------------------------------|
| 第1種区域 | 50dB | 19時(第3種区域においては22時)から翌日の8時までは使用しないこと |
| 第2種区域 | 60dB | |
| 第3種区域 | 70dB | |
| 第4種区域 | 70dB | |

(注1) 音量の測定場所は、拡声機の直下の地点から15メートル離れた地点(15メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点)とする。

ただし、当該地点において測定することが適当でないと認める場合は、当該地点以遠の生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認める地点において測定することができるものとする。

(注2) 区域は、騒音規制法に基づく指定区域であり、詳しくは問い合わせ願います。

(注3) 騒音測定において騒音レベルの決定は、騒音計の指示値の最大値とする。

営業宣伝の拡声放送の届出等

- 営業宣伝を目的とする拡声放送を開始する前に届け出る必要があります。
- 届出先は小樽市生活環境部環境課で、届出部数は2部です。
- 添付書類は、付近見取図と拡声機の設置場所を示す図面です。

北海道公害防止条例に基づく届出について

工場等に関する規制

粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設などについて公害関係法令に上乘せる形で規制対象としています。粉じん発生施設等の設置に当たっては工事着手以前に届出が義務付けられているとともに、粉じん発生施設については構造等の基準の遵守が義務付けられています。また、粉じん発生施設等の構造等を変更する際にも工事着手以前に届出が義務付けられているとともに、粉じん発生施設等の廃止、代表者や住所等の変更、粉じん発生施設の承継が発生した際にも届出が義務付けられています。

主要な粉じん発生施設等の種類

| 施設種類 | 施設名 | 規模要件 | 摘要 |
|-----------------|-----------------------------|--|--|
| 粉じん発生施設 | 原材料等置場 | 面積 1000m ² 以上 | 鉱物及び土石の堆積場を除く。 |
| | ベルトコンベア及びバケットコンベア | 鉱物、土石又はセメントの用にあってはベルトの幅が 75cm 未満、又はバケットの内容積が 0.03m ³ 未満 | 密閉式を除く。 |
| | 破碎機及び摩砕機 | 原動機定格出力 75kW 未満 | 鉱物、岩石又はセメントの用に限り、湿式及び密閉式を除く。 |
| | ふるい分級機 | 原動機定格出力 15kW 未満 | |
| | セメントサイロ及びセメントホッパー | — | セメント製品の製造の用に限り、密閉式を除く。 |
| | チップパー | 原動機定格出力 2.25kW 以上 | 木材、木製品又は家具製造の用に限る。 |
| | ミキシングロール | — | ゴム製品の製造の用に限る。 |
| 汚水等排出施設 | 屎尿施設 | 化製場等に関する法律第 9 条第 1 項の規定により知事が指定する区域では、豚 50 頭以上又は鶏 5000 羽以上、指定区域以外では、豚 250 頭以上又は鶏 10000 羽以上を飼養又は収容する施設に係るもの | 動物の飼養又は収容の用に限る。 |
| 騒音発生施設 | 湿式ドラムバーカー及び碎木機 | — | 木材、木製品又は家具製造の用に限る。 |
| | 金属加工用圧延機 | 原動機定格出力 22.5kW 以上 | — |
| | 金属加工用製管機械 | — | — |
| | 金属加工用ベンディングマシン | 原動機定格出力 3.75kW 以上 | ロール式に限る。 |
| | 金属加工用液圧プレス | — | 矯正プレスを除く。 |
| | 金属加工用機械プレス | 呼び加圧能力が 30 重量トン以上 | — |
| | 金属加工用せん断機 | 原動機定格出力 3.75kW 以上 | — |
| | 金属加工用鍛造機 | — | — |
| | 空気圧縮機及び送風機 | 原動機定格出力 7.5kW 以上 | 空気圧縮機は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして知事が指定するものを除く。 |
| | 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 原動機定格出力 7.5kW 以上 | 窯業製品又は土石製品の製造の用に限る。 |
| | 建設用資材製造用コンクリートプラント | 混練機の混練容量 0.45m ³ 以上 | 気ほうコンクリートプラントを除く。 |
| | 建設用資材製造用アスファルトプラント | 混練機の混練重量 200kg 以上 | — |
| | 穀物用製粉機 | 原動機定格出力 7.5kW 以上 | ロール式に限る。 |
| | 木材加工用ドラムバーカー | — | — |
| | 木材加工用チップパー | 原動機定格出力 2.25kW 以上 | — |
| | 木材加工用碎木機 | — | — |
| | 木材加工用帯のご盤 | 原動機定格出力：製材用 15kW 以上、木工用 2.25kW 以上 | — |
| | 木材加工用丸のご盤 | — | — |
| | 木材加工用かな盤 | 原動機定格出力 2.25kW 以上 | — |
| | 印刷機械 | — | 原動機付きに限る。 |
| 振動発生施設 | 金属加工用液圧プレス | — | 矯正プレスを除く。 |
| | 金属加工用機械プレス | — | — |
| | 金属加工用せん断機 | 原動機定格出力 1kW 以上 | — |
| | 金属加工用鍛造機 | — | — |
| | 金属加工用ワイヤーフォミングマシン | 原動機定格出力 37.5kW 以上 | — |
| | 圧縮機 | 原動機定格出力 7.5kW 以上 | 一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして知事が指定するものを除く。 |
| | 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 原動機定格出力 7.5kW 以上 | 窯業製品又は土石製品の製造の用に限る。 |
| | コンクリート製品製造用コンクリートプラント | 混練機の混練容量 0.45m ³ 以上 | 気ほうコンクリートプラントを除く。 |
| | 木材加工用ドラムバーカー | — | — |
| | 木材加工用チップパー | 原動機定格出力 2.2kW 以上 | — |
| 印刷機械 | 原動機定格出力 2.2kW 以上 | — | |
| ゴム練用又は合成樹脂用ロール機 | 原動機定格出力 30kW 以上 | カレンダーロール機を除く。 | |
| 悪臭発生施設 | 原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設 | — | 飼料又は肥料（化学製品を除く。）の製造の用に限る。 |
| | 熱処理施設及び焼却施設 | — | ゴム製品の製造の用に限る。 |

主要な粉じん発生施設の構造等基準

| 施設名 | 構造等基準 |
|-------------------------|---|
| 原材料等置場 | ①粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②散水設備によって散水が行われていること ③防じんカバーで覆われていること ④表層の締め固めが行われていること ⑤①～④と同等以上の効果を有する措置が講じられていること |
| ベルトコンベア バケットコンベア | ①粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びに積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に③又は④の措置が講じられていること ③散水設備によって散水が行われていること ④防じんカバーで覆われていること ⑤①～④と同等以上の効果を有する措置が講じられていること |
| 破碎機 摩碎機 ふり 分級機 | ①粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②フード及び集じん機が設置されていること ③散水設備によって散水が行われていること ④防じんカバーで覆われていること ⑤①～④と同等以上の効果を有する措置が講じられていること |
| セメントサイロ セメントホッパー | ①粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②原材料の投入部及び取出部にフード及び集じん機が設置され、並びに投入部及び取出部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分が防じんカバーで覆われていること ③①～②と同等以上の効果を有する措置が講じられていること |
| チッパー ミキシングロール | ①粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること ②フード及び集じん機が設置されていること ③①～②と同等以上の効果を有する措置が講じられていること |

届出の種類と期限等

●届出の種類と期限

| 届出種類 | 内容 | 該当施設 | 届出期限 |
|-------|----------------------|--------------|-------------|
| 設置 | 新規に施設を設置する場合 | 粉じん、汚水等排出、悪臭 | 工事着手の 60 日前 |
| | 初めて騒音又は振動発生施設を設置する場合 | 騒音、振動 | 工事着手の 30 日前 |
| 構造等変更 | 構造又は処理の方法等を変更する場合 | 粉じん、汚水等排出 | 工事着手の 60 日前 |
| 数等変更 | 種類ごとの数又は防止の方法を変更する場合 | 騒音、振動 | 工事着手の 30 日前 |
| | 構造又は防止の方法を変更する場合 | 悪臭 | 工事着手の 60 日前 |
| 氏名等変更 | 代表者氏名、住所等を変更する場合 | 全て | 変更後 30 日以内 |
| 承継 | 施設を借り受け又は譲り受ける場合 | 全て | 承継後 30 日以内 |
| 廃止 | 施設の使用を廃止する場合 | 全て | 廃止後 30 日以内 |

(注) 騒音発生施設及び振動発生施設については、種類ごとの数を減少する場合、種類ごとに 2 倍以内の数に増加する場合は数等変更届出を要しない。

●届出先は、小樽市生活環境部環境課で届出部数は 2 部です。

●添付書類 ①工場等及び付近見取図、②施設の設置場所を示す図面、③施設の構造概要図
④操業工程概要図

●届出は施設の設置者が行うこと。

騒音規制法に基づく届出について

特定施設の規制

騒音規制法により工場又は事業場に設置される著しい騒音を発生する施設を特定施設とし、規制対象としています。特定施設の設置、数等の変更及び全廃止、代表者や住所等の変更、特定施設の承継が発生した際に届出が義務付けられているとともに、規制基準の遵守が義務付けられています。

主要な特定施設の種類の種類

| 施設名 | 規模要件 | 摘要 | |
|------------------|------------------|--|-------------------|
| 金属加工機械 | 圧延機械 | 原動機定格出力の合計 22.5kW 以上 | — |
| | 製管機械 | — | — |
| | ベンディングマシン | 原動機定格出力 3.75kW 以上 | ロール式に限る。 |
| | 液圧プレス | — | 矯正プレスを除く。 |
| | 機械プレス | 呼び加圧能力 30 重量トン以上 | — |
| | せん断機 | 原動機定格出力 3.75kW 以上 | — |
| | 鍛造機 | — | — |
| | ワイヤーフォーミングマシン | — | — |
| | ブラスト | — | タンブラスト以外、密閉式を除く。 |
| | タンブラー | — | — |
| 切断機 | — | 砥石を用いるものに限る。 | |
| 空気圧縮機及び送風機 | 原動機定格出力 7.5kW 以上 | 空気圧縮機は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。 | |
| 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 原動機定格出力 7.5kW 以上 | 土石用又は鉱物用 | |
| 建設用資材 | コンクリートプラント | 混練機の混練容量 0.45m ³ 以上 | 気ほうコンクリートプラントを除く。 |
| 製造機械 | アスファルトプラント | 混練機の混練重量 200kg 以上 | — |
| 穀物用製粉機 | 原動機定格出力 7.5kW 以上 | ロール式に限る。 | |
| 木材加工機械 | ドラムパーカー | — | — |
| | チップパー | 原動機定格出力 2.2kW 以上 | — |
| | 碎木機 | — | — |
| | 帯のこ盤 | 原動機定格出力 15kW 以上 (製材用) 2.25kW 以上 (木工用) | — |
| | 丸のこ盤 | — | — |
| | かな盤 | 原動機定格出力 2.25kW 以上 | — |
| 印刷機械 | — | 原動機を用いるものに限る。 | |
| 合成樹脂用射出成形機 | — | — | |
| 鋳造型機 | — | ジョルト式に限る。 | |

規制基準

| 時間区分 区域区分 | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
|--------------|------------|------------------------------|------------|
| | 8:00～19:00 | 朝 6:00～8:00 夕 19:00～22:00 | 22:00～6:00 |
| 第1種区域 | 45dB | 40dB | 40dB |
| 第2種区域 | 55dB | 45dB | 40dB |
| 第3種区域 | 65dB | 55dB | 50dB |
| 第4種区域 | 70dB | 65dB | 60dB |

(注1) 規制基準は、工場等の敷地境界線上における値。

(注2) 区域は、騒音規制法に基づく指定区域であり、詳しくは問い合わせ願います。

届出の種類と期限等

●届出の種類と期限

| 届出種類 | 内容 | 届出期限 |
|-------|-------------------|-------------|
| 設置 | 新規に施設を設置する場合 | 工事着手の 30 日前 |
| 数等変更 | 施設の種類ごとの数等を変更する場合 | 工事着手の 30 日前 |
| 氏名等変更 | 代表者氏名、住所等を変更する場合 | 変更後 30 日以内 |
| 承継 | 施設を借り受け又は譲り受ける場合 | 承継後 30 日以内 |
| 全廃止 | 施設の使用を廃止する場合 | 廃止後 30 日以内 |

(注) 騒音発生施設については、種類ごとの数を減少する場合、種類ごとに2倍以内の数に増加する場合は設置届出、数等変更届出を要しない。

●届出先は、小樽市生活環境部環境課で届出部数は2部です。

- 添付書類
 - ①工場等の付近見取図
 - ②特定施設の設置場所を示す図面
 - ③特定施設の構造概要図
 - ④操業工程概要図

●届出は施設の設置者が行うこと。

振動規制法に基づく届出について

特定施設の規制

振動規制法により工場又は事業場に設置される著しい振動を発生する施設を特定施設とし、規制対象としています。特定施設の設置、数等の変更及び全廃止、代表者や住所等の変更、特定施設の承継が発生した際に届出が義務付けられているとともに、規制基準の遵守が義務付けられています。

主要な特定施設の種類

| 施設名 | 規模要件 | 摘要 |
|------------------|-------------------|--|
| 金属加工機械 | | |
| 液圧プレス | — | 矯正プレスを除く。 |
| 機械プレス | — | — |
| せん断機 | 原動機定格出力 1kW 以上 | — |
| 鍛造機 | — | — |
| ワイヤーフォーミングマシン | 原動機定格出力 37.5kW 以上 | — |
| 圧縮機 | 原動機定格出力 7.5kW 以上 | 冷凍機及び一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。 |
| 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 | 原動機定格出力 7.5kW 以上 | 土石用又は鉱物用 |
| 木材加工機械 | | |
| ドラムバーカー | — | — |
| チップパー | 原動機定格出力 2.2kW 以上 | — |
| 印刷機械 | 原動機定格出力 2.2kW 以上 | — |
| ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機 | 原動機定格出力 30kW 以上 | カレンダーロール機以外 |
| 合成樹脂用射出成形機 | — | — |
| 鋳造型機 | — | ジョルト式に限る。 |

規制基準

| 区域区分 | 時間区分 | 昼間 | 夜間 |
|-------|------|------------|------------|
| | | 8:00~19:00 | 19:00~8:00 |
| 第1種区域 | | 60dB | 55dB |
| 第2種区域 | | 65dB | 60dB |

(注1)規制基準は、工場等の敷地境界線上における値。

(注2)区域は、振動規制法に基づく指定区域であり、詳しくは問い合わせ願います。

届出の種類と期限等

●届出の種類と期限

| 届出種類 | 内容 | 届出期限 |
|-------|-------------------|-------------|
| 設置 | 新規に施設を設置する場合 | 工事着手の 30 日前 |
| 数等変更 | 施設の種類ごとの数等を変更する場合 | 工事着手の 30 日前 |
| 氏名等変更 | 代表者氏名、住所等を変更する場合 | 変更後 30 日以内 |
| 承継 | 施設を借り受け又は譲り受ける場合 | 承継後 30 日以内 |
| 全廃止 | 施設の使用を廃止する場合 | 廃止後 30 日以内 |

●届出先は、小樽市生活環境部環境課で届出部数は 2 部です。

- 添付書類 ①工場等の付近見取図
②特定施設の設置場所を示す図面
③特定施設の構造概要図
④操業工程概要図

●届出は施設の設置者が行うこと。

悪臭防止法に基づく規制について

規制対象

法による規制の対象は、工場その他の事業場であり、規制地域内に設置されていれば、その業種や規模、経営主体を問わず、全てを規制の対象としています。

なお、規制地域についての詳細は、問い合わせ願います。

規制基準

規制地域内において、規制物質の種類ごとに次の規制基準が定められています。

- 敷地境界線の地表における規制基準
- 煙突その他の気体排出口における規制基準
- 排出水の敷地外における規制基準

敷地境界線の地表における規制基準

下記の表のとおり、大気中濃度の許容限度として規制基準が設定されています。

| 規制物質 | 区域の区分 | |
|---------------|-------|--------|
| | | A 区域 |
| アンモニア | ppm | 1 |
| メチルメルカプタン | ppm | 0.002 |
| 硫化水素 | ppm | 0.02 |
| 硫化メチル | ppm | 0.01 |
| 二硫化メチル | ppm | 0.009 |
| トリメチルアミン | ppm | 0.005 |
| アセトアルデヒド | ppm | 0.05 |
| プロピオンアルデヒド | ppm | 0.05 |
| ノルマルブチルアルデヒド | ppm | 0.009 |
| イソブチルアルデヒド | ppm | 0.02 |
| ノルマルバレールアルデヒド | ppm | 0.009 |
| イソバレールアルデヒド | ppm | 0.003 |
| イソブタノール | ppm | 0.9 |
| 酢酸エチル | ppm | 3 |
| メチルイソブチルケトン | ppm | 1 |
| トルエン | ppm | 10 |
| スチレン | ppm | 0.4 |
| キシレン | ppm | 1 |
| プロピオン酸 | ppm | 0.03 |
| ノルマル酪酸 | ppm | 0.001 |
| ノルマル吉草酸 | ppm | 0.0009 |
| イソ吉草酸 | ppm | 0.001 |

煙突その他の気体排出口における規制基準

排出口の高さに応じ、流量又は排出気体中の濃度の許容限度として、アンモニアや硫化水素などの13物質について定められています。ただし、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この基準は適用されません。

○規制基準は、規制物質の種類ごとに次式により算出した流量です。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 流量 (単位は温度0度1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

H_e : 補正された排出口の高さ (単位はメートル)

C_m : 敷地境界線の地表における規制基準 (単位は100万分率)

○排出口の高さの補正は、次の算式により行います。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \sqrt{(Q \cdot V) / (1 + 2.58 / V)}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1 / (J - 1))$$

$$J = (1 / \sqrt{(Q \cdot V)}) \cdot (1460 - 296 \times V / (T - 288)) + 1$$

H_e : 補正された排出口の高さ (単位はメートル)

H_o : 排出口の実高さ (単位はメートル)

Q : 温度15度における排出ガスの流量 (単位は立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位はメートル毎秒)

T : 排出ガスの温度 (単位は絶対温度)

排水水の敷地外における規制基準

排水水中の規制物質の濃度の許容限度として、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二酸化メチルの4物質について定められています。

規制基準は、規制物質の種類ごとに次式により算出した排水水中の濃度です。

ただし、メチルメルカプタンについては、次式により算出した排水水中の濃度が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合であっても、当分の間、排水水中の濃度は1リットルにつき0.002ミリグラムとされています。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm} : 排水水中の濃度

k : 下記の表における規制物質の種類及び敷地外に排出される排水の量ごとの値
(単位は1リットルにつきミリグラム)

C_m : 敷地境界線の地表における規制基準 (単位は100万分率)

| 規制物質 | 敷地外に排出される排水の量 | k |
|-----------|-----------------------------------|------|
| メチルメルカプタン | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 16 |
| | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 3.4 |
| | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | 0.71 |
| 硫化水素 | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 5.6 |
| | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 1.2 |
| | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | 0.26 |
| 硫化メチル | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 32 |
| | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 6.9 |
| | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | 1.4 |
| 二硫化メチル | 0.001立方メートル毎秒以下の場合 | 63 |
| | 0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合 | 14 |
| | 0.1立方メートル毎秒を超える場合 | 2.9 |

北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱

(昭和59年3月31日制定、同年7月1日適用)

第1 目的

この要綱は、工場その他の事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する不快な臭気（以下「悪臭」という。）により周辺的生活環境が損なわれている場合に、悪臭防止に係る行政指導の効果的な推進を図るため、官能試験法による悪臭の測定及び評価方法並びに道及び市町村の役割を示し、もって住民の生活環境の保全に資することを目的とする。

第2 対象地域

この要綱は、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づき指定された地域（以下「対象地域」という。）について適用する。

第3 悪臭の測定

悪臭の測定は、別添「三点比較式臭袋法実施要領」によるものとする。

第4 指導基準値

- 1 対象地域内における悪臭防止対策の指標となる値（以下「指導基準値」という。）は、別表1のとおりとする。
- 2 市町村は、前項の規定にかかわらず、地域の実態により必要に応じ、道と協議の上、別途指導基準値を定めることが出来るものとする。

第5 改善措置の指導

対象地域内の工場等から発生する悪臭が、指導基準値に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、相当の期限を定めて、悪臭を防止するために必要な改善措置の実施について指導するものとする。

第6 道の役割

道は、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 1 この要綱の施行に関し、対象地域を有する市町村に対する指導助言
- 2 官能試験法による悪臭の測定及び評価方法に関する調査研究

第7 市町村の役割

対象地域を有する市町村は、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 1 悪臭の測定及び評価
- 2 事業者に対する指導基準値の遵守指導
- 3 悪臭の防止に関する改善措置の指導

第8 報告

市町村は、本要綱に基づく測定結果及び指導状況について、各年度終了後、道に報告するものとする。

第9 改定

道は、悪臭及び官能試験法に係る知見の集積に努め、これらの知見を基にこの要綱について必要な改定を行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から適用する。

別表 1

要綱第4に定める指導基準値は次のとおりとする。

第1 工場等の敷地境界における指導基準値

| 区域区分 | 臭気指数 |
|------|------|
| A | 10 |
| B | 14 |
| C | 18 |

第2 工場等の気体排出口における指導基準値

| 区域区分 | 臭気指数 |
|------|------|
| A | 30 |
| B | 34 |
| C | 38 |

注1 区域区分（A、B、C）は、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた区域区分である。（札幌市に係る規制地域は、A区域とみなす。）

注2 臭気指数とは、においのある空気を無臭の空気中で臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。

$$Z = 10 \lg Y \quad Y : \text{臭気濃度} \quad Z : \text{臭気指数}$$

注3 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。